

給与からの社会保険料控除のしかた

社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）の被保険者負担分は、当月分の給与から前月分の保険料を控除します。（健康保険法第167条）

入社時の社会保険料の控除

社会保険の資格取得日は入社した日です。そして入社した日の属する月から社会保険料がかかります。社会保険料は月単位に徴収するので、月の途中入社だからといって日割計算はしません。

たとえば、8月1日に入社したAと8月31日に入社したBの月額給与の額が同じであれば、8月分の保険料は同額です。また、A、Bどちらの8月分の社会保険料も9月に支給される給与から控除します。

退職時の社会保険料の控除

① 月の途中で退職する場合

被保険者資格の喪失日は、退職した日の翌日になります。資格喪失日の属する月の社会保険料は徴収せず、前月分まで徴収します。

たとえば、Cさんの退職日が8月29日とすると、資格喪失日は8月30日となり、8月分の社会保険料は徴収しません。Cさんの8月分の給与から控除するのは7月分の社会保険料のみです。

② 月末に退職する場合

月末に退職する場合、資格喪失日は退職日の翌日なので、翌月1日となります。社会保険料は資格喪失日の属する月の前月分まで徴収しますから、退職日の属する月の社会保険料は徴収します。

たとえば、Dさんの退職日が8月31日とすると、資格喪失日は9月1日となり、8月分の社会保険料は徴収することになります。退職の場合に限り、当月の給与から当月分も控除できますので、Dさんの場合、8月に支給される給与から7月分と8月分の2か月分の社会保険料を控除することになります。

入社した月に退職した場合の社会保険料の控除は？

被保険者資格を取得した日と喪失した日が同じ月の場合は、その月の社会保険料を徴収します。たとえば、8月1日に入社した人が8月29日に退職した場合、8月分の社会保険料を8月支給の給与から控除することになります。

賞与の社会保険料控除

賞与にかかる保険料は、資格取得月（資格取得日前を除く）以降に支給された賞与から保険料の対象となり、資格を喪失した月の賞与は対象となりません。

たとえば、8月15日に賞与が支給された場合、上のCさん（退職日8月29日 ⇒ 資格喪失日8月30日）の賞与からは社会保険料の控除はしませんが、Dさん（退職日8月31日 ⇒ 資格喪失日9月1日）の賞与からは社会保険料を控除します。

賞与支払届を忘れずに

賞与を支給したときは、事業主は「被保険者賞与支払届」に被保険者ごとの標準賞与額を記入して、支給日から5日以内に「総括表」と合わせて提出します。賞与支払予定月に、賞与の支払いがなかった場合でも、総括表に「不支給」の旨を記入し、届け出なければなりません。

介護保険の資格取得日と喪失日

介護保険の被保険者の資格取得日は、40歳の誕生日の前日になります。また、資格取得日の属する月の保険料から徴収することになります。

たとえば、Eさんは9月1日が誕生日で40歳になる場合、資格取得日は前日の8月31日となり、8月分の保険料を9月の給与から控除することになります。

また、介護保険の資格喪失日は65歳の誕生日の前日となり、資格喪失日の属する月の保険料は徴収しません。Eさんの場合は、資格喪失日は8月31日となり、保険料の最終控除は7月分まで（8月給与からの控除）です。